

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会 議 年 月 日	令和7年3月13日（木曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後0時25分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 石田憲太郎 副委員長 中山 明保 委 員 柳 大地 水口 誠 金田 靖典 西村紳一郎 長坂 則翁 砂田 典男		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	参事兼調査係長 遠藤 全 議 事 係 主 任 橋本 圭司		
出 席 説 明 員	【教育委員会】 教 育 長 河井登志夫 教育委員会事務局副教育長 徳高雄一郎 次長兼教育総務課長 山下 宣之 教育総務課課長補佐 小清水晃子 教育総務課学校施設係長 石原 裕也 教育総務課校区審議室主査 松本 晃 次長兼学校教育課長 浅見 康陽 学校教育課参事 米澤 武昌 学校教育課課長補佐 古網 有紀 学校教育課放課後児童支援係長 若宮 健一 総合教育センター所長 中村 礼子 総合教育センター所長補佐 蜂谷 知哉 学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 木村 裕司 学校保健給食課学校給食係長 田中 崇仁 文 化 財 課 長 佐々木孝文 文化財課課長補佐 加川 崇 生涯学習・スポーツ課長 須崎ひとみ 生涯学習・スポーツ課課長補佐 平田 政志 生涯学習・スポーツ課施設係長 西垣 宏史 生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長 山根 初美 中央図書館長 長本 次郎 中央図書館副館長 中島 泉		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

◆石田憲太郎委員長 皆さん、おはようございます。多少時間が早いですが、全員おそろい
 のようでありますので、ただいまから文教経済委員会を開会いたします。本日の日程はお手元
 に配布のとおり、教育委員会の追加提案分も含めた議案審査と陳情審査を行った後、令和7年

度当初予算の質疑を行います。なお、令和7年度当初予算関係議案につきましては、予算審査特別委員会での審査となっております。委員長の宣告により、文教経済委員会と文教経済分科会を切り替えますので、御承知おきください。

【教育委員会】

◆石田憲太郎委員長 それでは教育委員会の審査に入ります。初めに、河井教育長に御挨拶をいただきたいと思います。河井教育長。

○河井登志夫教育長 改めましておはようございます。教育長の河井登志夫でございます。先回同様、今日もいい天気にも恵まれまして、爽やかに説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。そして、日程的なことですが、おとつい火曜日には中学校の卒業式がございます、明日が、金曜日が小学校の卒業式、そして月曜日には県立学校の高校の合格発表、そして24日が学年末の修了日ということになっております。そして今週の日曜日には鳥取マラソンが開催ございまして、3,363名の参加というような日程でございます。

さて、本日の委員会では2月27日の木曜日に議案説明を行いました2件の議案と併せまして、3月6日に追加提案をさせていただきました議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算、そして議案第72号財産の取得について御審議をお願いいたします。

また、分科会におきましては令和7年度の一般会計当初予算について御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上、よろしくお願いいたします。

議案第49号鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それでは議案審査に入ります。まず、議案第49号鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正についてを議題とします。質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。ないようであります。以上で質疑を終結します。討論に入ります。討論はありませんか。なしと認め討論を終結します。これより議案第49号鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それでは、次に、議案第58号鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。金田委員。

◆金田靖典委員 お世話になります。よろしくお願いいたします。先回説明いただいて、ワット数表示だったのが全灯、半灯という表示になるんですが、新規にテレビカメラのみの場合とそれからアマチュアスポーツ以外で、この大体予想される使用頻度っていうのは、それぞれアマチュ

アスポーツ、それからアマチュアスポーツ以外でどれぐらい見込んでおられるのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 照明のほうでよろしいでしょうか。カメラのほうですか。カメラにつきましてはアマチュアスポーツ、プロのスポーツのほうでは想定をしておりません。そして、アマチュアスポーツのときにカメラのみを貸してほしいという要望がございますので、そのときにお貸しをするものですけれども、アマチュアスポーツ以外も今後出てきた場合ということで、両方の料金設定をさせていただいております。それで、アマチュアスポーツにつきましては、年間1件か2件ということになります。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ありがとうございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほか質疑がございますか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終結します。討論に入ります。討論はありませんか。では、なしと認め討論を終結します。これより議案第58号鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。それでは、次に、追加提案分の議案審査を行います。

議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）について（説明・質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。執行部より説明をお願いします。浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課、浅見です。それでは、資料は資料4の2ページを御覧ください。予算書は12ページになります。事務局運営費（学校教育課）でございます。補正額は16万5,000円で、全額一般財源となります。これは、鳥取市立の中学校生徒と県外在住の者がSNS上でトラブルとなり、県外在住の者が被害を被ったとして、当該生徒と鳥取市を相手方とし、損害賠償等請求訴訟を提起したため、裁判に要する弁護士費用のうち、着手金について補正予算を計上するものです。また、これにつきましては、今後報酬の支払いが見込まれることと引き続きの対応が必要になる場合など、また、来年度以降補正予算を計上させていただく場合もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。1つ下になりますが、5項、保健体育費、目3、学校給食費、一般管理費、学校給食センターです。補正額は46万円、全て一般財源です。2月に降りました雪に伴いまして、合計6日間、各学校給食センターの除雪のほうが必要となりまして、要した費用について補正を計上させていただくものです。以上です。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御説明をいただきました。それでは本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。質疑はございませんか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 弁護士の訴訟費用ということなんですけど、発覚してからここに至るまでの経過みたいなことを分かれば。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課、浅見です。これが、事案が起こったのが令和6年12月の下旬にこのトラブルが起こったというふうに把握をしております。訴状が届きましたのが令和7年2月6日ということになります。これに対して、訴状が届いた後、こちらのほうも弁護士に相談しながら対応を検討してきたというような流れになっております。簡単ですが以上です。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 この訴訟に至るまでにやり取りがなかったわけですか、いきなり訴訟されたわけですか。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 原告側のほうから教育委員会事務局、学校教育課のほうであるとかには連絡がありました。こういうようなことをするということはありまして、こちらのほうとしても学校でしっかりと指導していくというお話はしましたけれども、このように訴訟というようなことを起こされたということになっております。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 こういうことがね、これからも想定されるんじゃないかと思うんです。結局SNSが広まった現在ね。となると、何らかこういうことに対するね、いわゆる対応みたいな指針を持ってやらないといけんと思うんですけど、そこら辺はどう考えています。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 おっしゃるとおり、このSNSでのやり取りが頻繁になっていく中で、トラブルというのは多くなってくるだろうなということを想定しております。まず、学校でできる一番のことは、子どもたちにこのSNS利用に当たっての情報モラル教育といいますか、そういう部分をしっかりとやっていくということでございますが、トラブルに発展した際の対応というのも考えておかないといけないのかな、おっしゃるとおり思っております。今段階では、まだそういう指針というものは考えてはおりませんけれども、今後そういうことも検討していかないといけないのかなというふうに思っているところです。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 山根課長、ちょっと確認だけでも、除雪の関係ね、確かに市道の関係でも都市整備部道路課のほうも当初予算というのは組んでなくて、その都度補正で対応しとるんだけど、やっぱり教育委員会のこの種、学校給食センターの除雪対応については、当初予算でなくして補正対応ということで、ずっとこの間きておるという理解でいいですか。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。毎年1、2回は除雪費用として計上しております。いわゆる市道ではなく、そのセンター内の、例えば業者が搬入してくる朝7時

までにこの場内が除雪をしてなければ業者のほうセンターに車で入ってくるできない、そういったケースがほぼそうなんです、それで、おおむね 12 万程度は年間費用として計上はして可決いただいているところなんです、近年、2、3 年はよろしかったんですが、本年 2 月に入りまして予想を超える降雪がありまして、それに対応するためということで追加という対応でございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 参考までに聞かせてください。細かいこと聞くかしらんけど、除排雪にかかった費用ってということで、じゃあ、この 46 万の内訳は除雪に幾ら、排雪に幾らかかったんですか。参考までにお聞きします。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 除排雪というところのくくりでの表現ですが、おおむねは除雪にかかったものと考えておりますが、表記として除排雪というふうなことで、いわゆる除雪は場内で雪を固めてしまえるところですが、持って逃げないといけないところ、細かく何平米がそうだったかまでは確認はしておらんですが、それ含めての料金、おおむねは除雪の費用と考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 いや、基本的に除雪は除雪で、排雪は排雪でしょう。ですから、除排雪という表現が使ってあるわけですから、それは除雪幾ら、排雪に幾らっていうのは、金額は当然出てくるんじゃないですか、出ないんですか。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 この表記で除排雪と書いておりますが、除雪にかかった費用というふうに聞いております。それで現場のほうを確認を、申し訳ありません。しておりますが、業者のほうからは排雪というところではなく、除雪というようなことで聞いておりますので、そのうち、どの程度持ち帰ったかまでは、申し訳ありませんが確認をしておりますが、その業者のほうからでいきますと全てが除雪ではないかと。ちょっと表記のほう、その事業概要のほう、内容のところ書いておりますのが、全庁統一した表現でこのような表記で書かせていただいたもので、給食センターについては除雪と考えていただきたいと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 細かいことかも分からんけれども、それだったら内容欄の排雪の分を取って提起をされるべきじゃないんですか。今までがそうだからこれからもそうします。やっぱり改めるところは改めないといけんじゃないですか。ですから、今後はそれだったら除雪費用としてかかったんだよという表現にしてもらわないと、非常に紛らわしいっていうんか、分かりませんよ、そりゃ。ややこしいですよ。どうですか。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。おっしゃるように適切に分けて、表記のほうを今後したいと思います。ありがとうございました。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終結します。討論に入ります。討論はございませんか。それではなしと認め討論を終結します。これより議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第72号財産の取得について（説明・質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 次に、議案第72号財産の取得についてを議題とします。執行部より説明をお願いします。浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課、浅見です。それでは、議案第72号の説明をさせていただきます。付議案は9ページを御覧ください。これはおおむね4年に1回行われる、中学校及び義務教育学校の後期課程で使用する教科書、全16種目あるんですけども、これの採択替えに伴い、令和7年度に使用する教師用の教科書及び指導者の購入に係る契約のうち、予定価格が2,000万円以上の契約について財産取得の議決を得ようとするものでございます。

初めに、教科書等の購入の流れについて簡単に触れさせていただきます。教科書等の供給につきましては、教科書の発行者、いわゆる出版社が各県の教科書供給会社と供給契約を締結し、教科書の供給を行います。鳥取県の教科書供給会社は1社のみで、鳥取県教科図書販売株式会社様になりますが、こちらが教科書を直接学校に届ける管内の教科書取扱書店を選定し、需給調整等を行います。各教育委員会は、鳥取県教科図書販売株式会社に必要な冊数等を連絡し、各学校を担当している教科書取扱書店が教科書を学校に納品するというような流れになっております。本市では、契約は市教育委員会事務局が一括して、それぞれの教科書取扱書店と契約を行います。令和7年度は4社との契約を予定しておりますが、このうち、株式会社今井書店様の担当する学校数が最も多く、予定価格は2,000万円を超えるというものでございます。その他の書店様との契約は2,000万円を超えない予定となっております。

取得する財産としましては教師用の教科書及び指導書で合計が1,335冊、契約は随意契約となります。取得金額は3,024万9,872円、取得の相手方は株式会社今井書店様となります。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御説明をいただきました。それでは本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。この件は去年大変な問題になったといいましょうか、あったことで教育長にも言ったんですけど、去年から今年はこういうふういきちっとされとって安心してとるんですけども、改善されたというか、その点は改めて何かどういうふうに見直しをされたということがあれば教えてください。以上です。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課、浅見です。昨年もこのことでは御迷惑をおかけしましたけれども、昨年この事案が起こった後に、同様のことが起こらないように全庁に副市長

名で事務の適切な執行についてということを知りまして、法令遵守及び適切な事務執行の徹底について注意喚起を行ったということが 1 点あります。

また、予算執行に係る事前審査対象費目に予定価格 2,000 万円以上の需用費を追加しまして、担当課が契約を行う前に行財政改革課において事前審査を行うように事務処理の流れを変更したということもあります。これによって担当課だけではなくて財政担当課のチェックを事前に受けるということが必要になっております。それから検査契約課で策定しております物品・役務調達の手引きを改訂しまして、予定価格 2,000 万円以上の動産を購入する際には、本契約の前に議会の議決が必要である旨の記載を追記したところでございます。

それから学校教育課においては契約時点ではなくて、予算編成時点から該当する契約となるかどうか、職員間で相互に確認をして、スケジュールを立てながら事務を進めているところでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。あれから非常に再発防止に向けてきちっとされたということが理解できました。今後ともよろしくお願いします。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 先ほど 4 社と契約、表現だったですね。この 4 社っていうのは、市内業者は何社いるんですか。浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 全て市内の業者となっております。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 ただ、取得の相手方というのは今井書店になっておって、松江が本社っていうか、本店でしようけども、この種、扱いができるのは、じゃあ、市内業者ではできないからやむなく今井書店という扱いになっているのか、その辺は参考までに聞かせてください。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 契約はここにありますように本社との契約にはなっておりますけれども、実際に配布するのは市内に店舗を構えている今井書店のほうが配送するというような流れになっています。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終結します。討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認め終結いたします。これより議案第 72 号財産の取得についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情

令和 7 年陳情第 5 号

私立・国立中学校に通う生徒への通学費補助の拡充についての陳情

◆石田憲太郎委員長 それでは続きまして陳情審査に入ります。令和 7 年陳情第 5 号私立・国立中学校に通う生徒の通学費補助の拡充についての陳情を議題とします。これにつきましては要

求しておりました資料を事前に配布はさせていただいたところでございます。それでは本陳情につきまして委員の皆様より御意見をお伺いしたいと思います。水口委員。

◆水口 誠委員 意見です。この陳情を拝見しますと、先回の前半の委員会でも申したんですけども、これは中学校に限定をされているということで、本市には市立小中学校に通う生徒の条件で、この通学費補助をされているということで、この陳情の提出者のこの題名には私立・国立中学校に通う生徒へのっていう表現があるところから、小学校も加えるべきでないかなという意見です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。金田委員。

◆金田靖典委員 では、前回も言いましたように、基本的には教育費の無償が本来だろうなと思う中で、今回の陳情が通学費の補助ということで資料も提案いただきました。ありがとうございました。この陳情、最終的には本来であれば自分のところから、例えばこの明治の方ですから、高草中学に通うところをせめてそこを支援してほしいという話。ですんで、行き先が国立であろうと私立であろうと、今、小学校のということもありましたけども、要は、本来が学校に通うところの部分でいいので、そこを何とか補助してほしいということの陳情の趣旨でありますので、至極妥当だというふうに意見を申し上げたいと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかの委員で御意見は、中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。先回のときも言いましたけども、気持ちは分かるし、賛成ということでもいいんですけど、本来の校区というものの原点に戻っていただいて、今後私立中学も増えたりとかすると思うんですけども、各校区における生徒の確保ということも重要なことですし、地域にとって中学校、水口さんも言われたけど、小学校もですけど、もちろん。各校区の中学校、地元の中学校に生徒も行かなきゃいけないということもやっぱり教育委員会のほうでもきちっと把握していただかんと、みんな私立中学ばかりにいっぱい行くようになっても困るわけでして、そのところを意識していただくということを申し添えておくとか、ことをちょっと言うておきます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 今の意見に対してはちょっと、ちょっと申し述べておきたいと。

◆石田憲太郎委員長 ちょっと待ってください。それはあれですか、委員間討論の動議ですか。

◆金田靖典委員 うん。もちろん。

◆石田憲太郎委員長 今、金田委員のほうから委員間討論の動議が出ましたけども、これにつきましてお諮りしたいと思いますけども、皆さん委員間討論行うことに異議はございませんか。いいですか。それでは今から委員間討論ということで行います。はい、金田委員。

◆金田靖典委員 ありがとうございます。学校選択は基本的には本人らがするべきであって、ここに出てくる陳情そのものっていうのは、その、そもそも小学校のこの鳥取市の遠距離通学費補助金交付要綱っていうのは、通学する子どもたちの保護者負担を軽減するっていうのが本来の任務で、それに併せて、せめてその範囲の中で自分が本来通うところの交通費だけをしてほしいって話ですんで、そこに、いわゆるそこに縛りを入れるべきではないと思いますので、今の意見っていうのは、ちょっとそれはいかがなものかということで意見を言わせていた

できます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。反論というよりも、地元をどうやってして教育者で子どもたちが行きたいところに行かなきゃいけないというのが第一です、言われるように。そういうことを踏まえて今後考えていかなきゃいけないし、救済せないけんことはせないけんというふうに思っています。ちょっと中途半端な言い方、曖昧かもしれませんが、そういう状況に世の中なっとるなというふうに思っています。以上です。

◆石田憲太郎委員長 はい、それでは委員間討議終結をいたします。そのほか御意見ございますでしょうか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 先回も言いましたけど、やっぱり学びの選択の時点で負担が増えるということで、そこで躊躇するようなことはあつてはいけないということで、やっぱりそういうことは保護者の負担が増えるので、じゃあ、諦めようかということがないように、やはり遠距離通学の見直しを検討すべきだと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか御意見ございますでしょうか。それでは意見も終結させていただきます。それでは討論、採決に進みたいと思います。討論に入ります。討論はありませんか。柳委員。

◆柳 大地委員 賛成の立場で討論いたします。3点の理由からです。前回のときにも述べさせていただいて、まず、1点目は、まちとしてやっぱり子どもが世帯所得に関係なく、好きなところで学べるようにするためです。2点目、公共交通の利用促進にもつながると思いますので賛成です。3点目としては、2021年に倉吉で、かなり近い件で署名が相当数集まっているということからも、これは鳥取市で、違う地域ではありますけど、市民に諮ったところ、恐らく賛同が得られるだろうと想定されますので3点の理由から賛成です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか討論ございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 陳情書にもあるように、少なくとも市民の公平公正とは何なのかということから考えても、やはり遠距離通学の援助というのは必要だろうと思いますし、それからさっき西村委員からもあったように、学びの選択っていうのはあくまで本人の意思なわけで、だけ、それがやはり私立に行きたいっていえば当然行くでありましょうし、そのためにもさっきありましたけれども、鳥取市立の小中学校のやっぱり学校の魅力アップをどう図っていくのかっていうことも課題だろうと思います。

でも、やっぱりさっき言いましたように市民の公平性、さっき柳委員からあったように、公共交通利用するという立場から私はこの陳情は、あくまで書面審査ですから、小学校がないとかっていう問題は関係ないわけで、あくまで書面審査としてこの遠距離通学に対する援助というのは当然必要だろうというふうに考えます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 はい、今のはどっち。

◆長坂則翁委員 賛成です。

◆石田憲太郎委員長 賛成ですね。はい。そのほか討論ございますか。それでは以上で討論を終結します。これより令和 7 年陳情第 5 号私立・国立中学校に通う生徒への通学費補助の拡充に

についての陳情を採決します。本陳情の採択に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

- ◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本陳情は採択することに決定されました。それでは文教経済委員会を一旦休憩し、切替えを行います。いいですか。していいですね、引き続きで。

予算審査特別委員会文教経済分科会に切替え 午後 10 時 34 分 休憩

文教経済委員会に切替え 午後 0 時 2 4 分 再開

その他

閉会中継続調査申出書について

- ◆石田憲太郎委員長 文教経済委員会を再開します。その他でございますが、まずは、令和 7 年の陳情第 3 号の不採択理由、昨日の最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情ということで、不採択の理由といたしましては、最低賃金を直ちに全国一律に引き上げることは困難であると考えするためということでさせていただきました。これにつきましてはよろしいでしょうか。そういうことで、よろしくお願いいたします。それでは、その他といたしまして閉会中継続審査申出書についてはお配りしておりますとおり、議長に提出したいというふうに思いますけれどもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆石田憲太郎委員長 それではこのとおり提出をさせていただきます。そのほか皆さんのほうから何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆石田憲太郎委員長 はい。それでは以上で全ての日程を終了しましたので、文教経済委員会を閉会します。御苦労さまでございました。

午後 0 時 25 分 閉会

文教経済委員会・ 予算審査特別委員会 文教経済分科会 日程

日時：令和7年3月13日（木）10：00～

場所：7階 第2委員会室

教育委員会 (10：00～)

----- <文教経済委員会> -----

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第49号 鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正について

議案第58号 鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎議案（追加提案分）【説明・質疑・討論・採決】

議案第69号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）【所管に属する部分】

議案第72号 財産の取得について

◎陳情【質疑・討論・採決】

<新規>

令和7年陳情第5号

私立・国立中学校に通う生徒への通学費補助の拡充についての陳情

----- <予算審査特別委員会 文教経済分科会> -----

◎議案【質疑】

議案第11号 令和7年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

◎分科会長報告の取りまとめ

----- <文教経済委員会> -----

その他 (教育委員会終了後)

閉会中継続調査申出書について